

## 教職員の懲戒処分について

教職員の不祥事案について、当該教職員に対し、以下のとおり処分を行いました。

市民の皆様には深くお詫びし、不祥事の再発防止に向け、より一層、教職員の服務規律の確保に努めます。

### 1 地方公務員法に基づく懲戒処分

事案	処分内容	被処分者	概要	処分根拠
(1)	減給 10分の1 6月	市立小学校 教諭 (56歳)	被処分者は、過去にパワーハラスメント及び体罰で処分等を受けていたにも関わらず、令和5年4月から6月にかけて、同僚教員2名に対して、大声で怒鳴るなどのパワーハラスメント行為を行った。	地方公務員法第32条及び第33条に違反し、同法第29条第1項第1号、第2号及び第3号に該当
(2)	戒告	市立小学校 教諭 (38歳)	被処分者は、令和5年7月18日(火)、体育館で学年でのレクリエーションの準備中、被害児童が被処分者の文句を他の児童に伝えていたことに腹を立て、被害児童の両肩を正面から1回手で押し、バランスを崩した被害児童が尻もちをついた。	地方公務員法第32条及び第33条に違反し、同法第29条第1項第1号、第2号及び第3号に該当

### 2 服務上の措置について

事案(1)に関し、所属長(校長)に対し、指導を行った。

事案(2)に関し、所属長(校長)に対し、厳重注意を行った。

### 3 処分日

令和5年9月29日

問 い 合 わ せ 先	担 当 課 : 教育委員会事務局 教職員人事部 教職員人事課 電 話 : 072-228-7438 ファックス : 072-228-7890
----------------------------	--